

「2008年改定の要点と解説」正誤表

2008年6月9日現在

	誤	正																																																						
P6 点数表の加圧根充加算	<table border="1"> <tr> <td>加圧根充加算 (補管未届は算定不可)</td> </tr> <tr> <td>単根 +118(+117)</td> </tr> </table>	加圧根充加算 (補管未届は算定不可)	単根 +118(+117)	<table border="1"> <tr> <td>加圧根充加算 (補管未届は算定不可)</td> </tr> <tr> <td>単根 +118(+177)</td> </tr> </table>	加圧根充加算 (補管未届は算定不可)	単根 +118(+177)																																																		
加圧根充加算 (補管未届は算定不可)																																																								
単根 +118(+117)																																																								
加圧根充加算 (補管未届は算定不可)																																																								
単根 +118(+177)																																																								
P17 初診料・再診料の3の次に4を追加 4を5に訂正	4の項を追加 4.	4. 歯科疾患管理料を算定し、継続的管理を行っていた患者が任意に中断した後、2カ月を経過して再度来院した場合、初診料を算定できる。なお、改めて歯科疾患管理料を算定する場合は、管理計画書(初回用)を提供する必要がある。 5.																																																						
P18 地域歯科診療支援病院入院加算の3	3. 地域歯科診療支援病院は、在宅歯科診療を担う歯科保険医療機関からの診療情報提供を受けた場合、診療情報提供料(I)を算定する。	3. 地域歯科診療支援病院に対して、在宅歯科診療を担う歯科保険医療機関が診療情報を提供した場合、診療情報提供料(I)を算定する。																																																						
P21 歯科疾患管理料の2	…管理計画書を提供する。	…管理計画書を提供する。なお、提供した管理計画書の写しをカルテに添付する。																																																						
P22 歯科疾患管理料の7	…実施する。なお、 2回目以降の継続 管理計画書は、 前回交付日 から…	…実施する。なお、管理計画書は、前回提供日から…																																																						
P25 歯科治療総合医療管理料の4	4. …カルジオスコープ(タニスコープ)、…	4. …カルジオスコープ(ハートスコープ)、…																																																						
P28 義歯管理料の2の③	③義管Cは……………3カ月を超え1年以内に月1回算定する。	③義管Cは……………3カ月を超え1年以内に月1回算定する。カルテに有床義歯の調整方法、調整箇所などを記載する。																																																						
P29 義歯管理の指導内容の表中、義管B・義管Cの調整および指導内容	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">調整および指導内容</th> </tr> <tr> <td colspan="3">生体との調和を主眼とした義歯の管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①, ② 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">① 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理</td> </tr> </table>	調整および指導内容			生体との調和を主眼とした義歯の管理			①, ② 略			口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理			①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整			② 略			口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理			① 略			②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">調整および指導内容</th> </tr> <tr> <td colspan="3">生体との調和を主眼とした義歯の管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①, ② 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理</td> </tr> <tr> <td colspan="3">① 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②口腔機能の維持や低下の程度の評価</td> </tr> </table>	調整および指導内容			生体との調和を主眼とした義歯の管理			①, ② 略			口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理			①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整			② 略			口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理			① 略			②口腔機能の維持や低下の程度の評価		
調整および指導内容																																																								
生体との調和を主眼とした義歯の管理																																																								
①, ② 略																																																								
口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理																																																								
①口腔機能の回復が困難な患者または適合性が極めて悪い患者に対する調整																																																								
② 略																																																								
口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理																																																								
① 略																																																								
②機能検査による口腔機能の維持主眼とした管理																																																								
調整および指導内容																																																								
生体との調和を主眼とした義歯の管理																																																								
①, ② 略																																																								
口腔機能の回復を主眼とした義歯の管理																																																								
①口腔機能の回復が困難な場合または適合性が極めて低い場合の調整																																																								
② 略																																																								
口腔機能の維持を主眼とした義歯の長期管理																																																								
① 略																																																								
②口腔機能の維持や低下の程度の評価																																																								
P29 義歯管理のカルテ・レセプト記載など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理料</th> <th>カルテ記載</th> <th>摘要欄記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義管A</td> <td>1回目のみ ←義歯管理の内容の要点→</td> <td>①, ② 略</td> </tr> <tr> <td>義管C</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	管理料	カルテ記載	摘要欄記載	義管A	1回目のみ ←義歯管理の内容の要点→	①, ② 略	義管C	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理料</th> <th>カルテ記載</th> <th>摘要欄記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義管A</td> <td>義歯管理の内容の要点</td> <td>①, ② 略 ③新製義歯装着部位と月日(新製義歯装着の翌月に算定するとき) ④新製義歯装着月日(義管Bと義管AまたはCと同月に算定するとき)</td> </tr> <tr> <td>義管C</td> <td>義歯の調整方法、調整箇所など</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理料	カルテ記載	摘要欄記載	義管A	義歯管理の内容の要点	①, ② 略 ③新製義歯装着部位と月日(新製義歯装着の翌月に算定するとき) ④新製義歯装着月日(義管Bと義管AまたはCと同月に算定するとき)	義管C	義歯の調整方法、調整箇所など																																					
管理料	カルテ記載	摘要欄記載																																																						
義管A	1回目のみ ←義歯管理の内容の要点→	①, ② 略																																																						
義管C	—	—																																																						
管理料	カルテ記載	摘要欄記載																																																						
義管A	義歯管理の内容の要点	①, ② 略 ③新製義歯装着部位と月日(新製義歯装着の翌月に算定するとき) ④新製義歯装着月日(義管Bと義管AまたはCと同月に算定するとき)																																																						
義管C	義歯の調整方法、調整箇所など																																																							

P30 退院時共同指導料 1	退院時共同指導料 1 600点 1 在宅療養支援歯科診療所…………… ……………の場合	退院時共同指導料 1 1 在宅療養支援歯科診療所…………… ……………の場合 600点															
P32 退院時共同指導料の 4	4 退院時共同指導料 2 の算定要件は…	4 の項, 全文削除															
P33 後期高齢者終末期相談 支援料の 2	②…などにより提供した場合, 患者 1 人 につき 1 回に限り算定する.	②…などにより提供した場合, <u>当該文書 等の提供日に患者 1 人につき…</u>															
P38 後期高齢者在宅療養口 腔機能管理料の 2	2. …カルテには, 管理を行った要点を 記載する.	2. …カルテには, 管理を行った要点を 記載し, 患者または家族に提供した管 理計画書の写しを添付する.															
P50 咬合調整の 2	2 咬合調整の算定要件	2 歯冠形態修正の算定要件															
P54 歯周基本治療の 4	4. スケーリングの定義が変更され, 歯 面に……………除去することとされた. …	4. スケーリングは, 歯面に……………除去 することとされ, <u>2006年改定前の考え 方に戻った. …</u>															
P55 歯周病安定期治療の 3	3. 歯科疾患管理料を算定して…	3. 歯科疾患管理料または後期高齢者 在宅療養口腔機能管理料を算定して…															
P57 歯周病安定期治療の算 定例の表 (例 1) の 4 月目	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 2 回目</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 2 回目	歯科疾患管理料	○	機械的歯面清掃加算	○	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 2 回目</td><td>異日算定</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td><td>の場合は</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td><td>算定可</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 2 回目	異日算定	歯科疾患管理料	○	の場合は	機械的歯面清掃加算	○	算定可
歯周病安定期治療	○ 2 回目																
歯科疾患管理料	○																
機械的歯面清掃加算	○																
歯周病安定期治療	○ 2 回目	異日算定															
歯科疾患管理料	○	の場合は															
機械的歯面清掃加算	○	算定可															
P57 歯周病安定期治療の算 定例の表 (例 2) の 4 月目	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 4 回目</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td></tr> </table> 異日算定 の場合は 算定可	歯周病安定期治療	○ 4 回目	歯科疾患管理料	○	機械的歯面清掃加算	○	<table border="1"> <tr><td>歯周病安定期治療</td><td>○ 4 回目</td><td>異日算定</td></tr> <tr><td>歯科疾患管理料</td><td>○</td><td>の場合は</td></tr> <tr><td>機械的歯面清掃加算</td><td>○</td><td>算定可</td></tr> </table>	歯周病安定期治療	○ 4 回目	異日算定	歯科疾患管理料	○	の場合は	機械的歯面清掃加算	○	算定可
歯周病安定期治療	○ 4 回目																
歯科疾患管理料	○																
機械的歯面清掃加算	○																
歯周病安定期治療	○ 4 回目	異日算定															
歯科疾患管理料	○	の場合は															
機械的歯面清掃加算	○	算定可															
P58 歯管修復または欠損補 綴物の除去の 1	1. 暫間被覆冠, 仮封セメント, ストッ ピング…	1. 仮封セメント, ストッピング…															
P61 歯の再植術および移植 術の 2	2. レセプトの摘要欄記載が不要になっ た.	削除															
P68 接着ブリッジの 3 の表 の 1 行目の次に「平 測」を挿入	<table border="1"> <tr><td>補診</td><td>100</td></tr> <tr><td>生 P Z (接着ブリッジ支台歯)</td><td>790</td></tr> </table>	補診	100	生 P Z (接着ブリッジ支台歯)	790	<table border="1"> <tr><td>補診</td><td>100</td></tr> <tr><td>平測</td><td>50</td></tr> <tr><td>生 P Z (接着ブリッジ支台歯)</td><td>790</td></tr> </table>	補診	100	平測	50	生 P Z (接着ブリッジ支台歯)	790					
補診	100																
生 P Z (接着ブリッジ支台歯)	790																
補診	100																
平測	50																
生 P Z (接着ブリッジ支台歯)	790																
P71 充填の 2 の 1 行目	2 複合レジン充填の場合の…	2 複合レジンインレーの場合の…															
P73 口蓋補綴・顎補綴	1. 算定要件とされていた…不要となっ た.	削除															
P93 事例 6 の 4/8 の 3 行目	浸麻 (0A+2%キシロカイン Cst. 8ml) 23+6	削除															
P93 事例 6 の合計	合計 (改定点数) 3,079	合計 (改定点数) 3,050															
P94 事例 7 の 4/8 の 5 行目 の次に挿入		平測 50															
P94 事例 7 の合計	4,020	4,970															
P95 事例 8 5/15 の 2 行目	(改定点数) 380	(改定点数) 0															
P96 事例 8 の 5 月分合計	(改定点数) 6,407	(改定点数) 6,027															
P96 事例 8 の総合計	(改定点数) 9,911	(改定点数) 9,531															
P97 事例 9 6/7 の 6 行目	有床義歯調整 (現行) = (改定) =	有床義歯管理料 (現行は調 B) 困難 (現行) 90+60 (改定) 70+40															
P98 事例 9 の 6 月分合計	合計 (現行) 2,636 (改定) 1,900	合計 (現行) 2,786 (改定) 2,010															
P98 事例 9 の総合計点数	総合計点数 (現行) 4,469 (改定) 3,875	総合計点数 (現行) 4,619 (改定) 3,985															
P100 「高齢者医療の凍結に ついて」 覧 2 行目	2007年度通常国会で…	2008年2月の通常国会で…															
P101 電子化加算の施設基 準の②	②… 1 (2) の「ウ. 患者から求めがあ ったときに……………詳細な明細書を交付す る体制を整えていること. 」で届け出 ていた医療機関は再度の届出が必要と された.	②… 1 (2) の「ウ」が, 「患者から求め があったときに……………詳細な明細書を 交付する体制を整えており, その旨を 院内のわかりやすい場所及び支払窓口 に表示していること. 」と変更され, この項で届け出ていた医療機関は再度 の届出が必要とされた.															

P102 在宅療養支援歯科診療所の施設基準の②	②後期高齢者の口腔機能管理等にかかる適切な…	②後期高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等にかかる適切な…
P109 在宅療養支援歯科診療所の施設基準	6. 保健医療サービス及び福祉サービスとの連携担当者 ・氏名、連絡先 ・資格、主な業務内容 ・体制（管理者・自施設の職員・院外の事業所等との連携・その他）	6. 保健医療サービス及び福祉サービスの連携担当者 ・氏名、連絡先 ・資格、主な業務内容
P125 薬効別後発医薬品の3	バキソカプセル20 アルデインカプセル20 アルビラックカプセル20 ピオパールカプセル20 パールパシカプセル20 ピペタネンカプセル20 バキソカプセル10 アルビラックカプセル10 パールパシカプセル10 ピオパールカプセル10 フルカムカプセル27mg アンピロームカプセル27mg フルカムカプセル13.5mg アンピロームカプセル13.5mg	削除
P140 「歯科疾患の総合的管理……基本的考え方」検討会委員名	鈴木哲也（岩手歯科大学歯学部歯科補綴学Ⅰ教授）	鈴木哲也（岩手医科大学歯学部歯科補綴学Ⅰ教授）